

有線テレビジョン放送法関係審査基準における施設区域について

現行の有線テレビジョン放送法関係審査基準は、有線テレビジョン放送施設者の施設区域について、原則として、「行政区域(市町村)の全域」に設定することを求めている。

(施設区域)

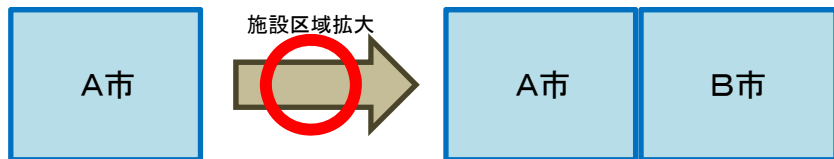
第4条 施設区域(施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行うための区域をいう。以下同じ。)は、次のとおり設定されているものであることとする。

(1) 施設区域は、一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、原則として、当該行政区域の全域において設定されているものであること。この場合において行政区域とは、市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19に規定する指定都市にあっては区とする。)の区域とする。

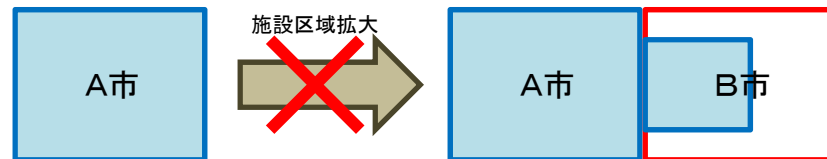
(2)以下 略

そのため、有線テレビジョン放送施設者が施設区域を拡大しようとする場合、市町村の全域をカバーする必要があり、市町村の一部区域のみを施設区域とするような拡大は、原則として認められない。

区域拡大が認められる事例



区域拡大が認められない事例



地上放送のデジタル化その他の有線テレビジョン放送を取り巻く環境変化により、市町村の一部区域のみを施設区域とすることが適当である場合が見受けられるようになった。

市町村の一部区域のみを施設区域とすることが認められる場合を明確化する本改正を行う。

改正案の具体的事例

(2) その全域が施設区域である市町村((1)の基準を満たす施設区域が属するものを含む。)の区域が合併等により変更された場合、河川が市町村の区域を分断している等地形上やむを得ない場合その他の自然的社会的文化的諸事情に照らし市町村の全域を施設区域とすることが必ずしも適切であると認められない場合において、当該市町村の区域のうちその事情に照らして施設区域とすることが適切であると認められる区域以外の区域が含まれるものでないこと。

- 市町村合併により、行政区域が変化した場合。
- 河川等地形上やむを得ない事情等がある場合。
- 市町村の境界を超える大規模なマンションや団地等に、共聴施設等を新設する場合。
- 市町村の一部が飛び地として存在する際に、飛び地に共聴施設等を新設する場合。

(3) テレビジョン放送の共同受信施設又は受信障害解消のため同時再送信業務を行うことを目的とした施設(以下この号において「共聴施設」という。)の設置が必要となる区域以外の区域が含まれるものでないこと。ただし、共聴施設が市町村の全域を施設区域とする施設((1)の基準を満たす区域を施設区域とする施設を含む。)と接続されるものである場合は、その接続の目的が地上デジタルテレビジョン放送の受信環境の整備であるときに限り、かつ、当該共聴施設と接続する施設の施設区域が属する市町村に隣接する市町村の区域を含むものであること。

- 地上デジタル放送の受信環境の整備のために、隣接する市町村の共同受信施設を既存の有線テレビジョン放送施設に組み込む場合。
- 地上デジタル放送への移行に伴い、受信障害解消が必要となる地域に施設区域を拡大する場合。